

江田島市公共施設等総合管理計画

【概要版】

平成29(2017)年度～平成58(2046)年度



平成29年3月

江田島市

本計画書は、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」(総財務第75号 平成26年4月22日)で示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に準拠し、併せて「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)を参考として策定した、本市の「公共施設等総合管理計画書」です。

本市においては将来にわたり人口減少が続く、これに伴う歳入の減少、地域活力の減退等が懸念されています。

一方、これまで整備してきた公共施設等(庁舎・図書館・校舎などの「ハコモノ」資産、道路・橋梁・上下水道などの「インフラ」資産及びその他)の数量は膨大であり、これら全てについて年々維持管理費用(ランニングコスト)がかかることはもとより、確実に進む老朽化に対応するには、いずれ必ず大規模改修及び更新(建替え)の費用を用意・支出する必要があります。

本市は今、市としての歳入が減少する一方、公共施設等の維持管理・更新費用は固定化ないし増加していくという、困難な課題に直面しています。

中でも最大の懸念は、もし公共施設等の維持管理・更新費用を現水準のまま削減できなければ、福祉その他の住民福利に係る費用及び市の将来のための投資費用が圧迫され、捻出できなくなることです。

公共施設等の維持管理費用は、いわば毎年支出が義務付けられる「固定費」であり、民間企業と同様、本市においてもその削減・抑制は最重要課題の一つであると認識する必要があります。

このことについて、どのように対処していくべきかを企画するのが、本計画書の目的です。

■本計画の位置付け

本計画(公共施設等総合管理計画)

本市の公共施設管理についての最上位計画(基本データを収録し、今後の基本方針を定める)

個別計画(具体的計画)

公共施設等総合管理計画の内容を具体化させた諸計画(※代表的なもののみ記載)

建物系

- アクションプラン(個別計画)
⇒10年ごとに定める

【対象施設※】

・床面積50㎡以上の建物全て

インフラ系(土木系)

- 江田島市インフラ維持管理計画(平成28年度策定)

【対象施設※】

・道路(市道)、橋
・梁、トンネル
・港湾施設
・漁港施設
・海岸保全施設及び土砂災害防止施設
・公園施設
・都市下水路施設

企業会計系(上下水道系)

- 第2次水道ビジョン(平成28年度策定)
- 下水道経営戦略(施設整備・管理の部分)
- 下水道ストックマネジメント計画(平成31年度策定予定)

【対象施設※】

・床面積50㎡以上の建物全て
・上水道管その他
・下水道管その他

※対象施設:江田島市(企業局含む)の所有する全ての施設

【目次】	まえがき	1
------	------	---

第1部 江田島市の概要

第1節	位置・地勢	3
第2節	人口動向の現況と課題	3
第3節	財政の現況と課題	4

第2部 公共施設等の現況と課題

第1節	対象施設	5
第2節	建物系公共施設の現況と課題	7
第3節	インフラ施設及び企業会計施設の現況と課題	9

第3部 公共施設等総合管理計画の基本的な方針

第1節	総合管理計画の理念・目的, 計画期間	11
第2節	総合管理計画の策定に当たっての基本的な方針	12
第3節	総合管理計画の実施に関する基本方針及び数値目標	13
第4節	公共施設等の維持管理に関する基本方針	14
第5節	再編・整備(統廃合等)に関する基本方針	16
第6節	新設及び更新(建替え)に関する基本方針	17
第7節	市と市民・民間事業者等との協働体制	18
第8節	取組体制と情報管理	19
第9節	計画のフォローアップ	19

※構成上, 計画本編の節番号とは異なります。

■計画策定にあたって参照し整合を図った計画・方針等

名称	策定年月	対象期間
第2次江田島市総合計画	平成27年3月	平成27～36(2024)年度
第2次江田島市総合計画実施計画	平成27年3月	平成27～31(2019)年度
第3次江田島市行財政改革大綱	平成27年4月	平成27～31(2019)年度
第3次江田島市行財政改革実施計画	平成27年11月	平成27～31(2019)年度
江田島市総合戦略	平成27年10月	平成27～31(2019)年度
江田島市人口ビジョン	平成27年10月	平成72(2060)年まで
江田島市公共施設白書	平成25年3月	—
江田島市公共施設のあり方に関する基本方針	平成26年12月	—

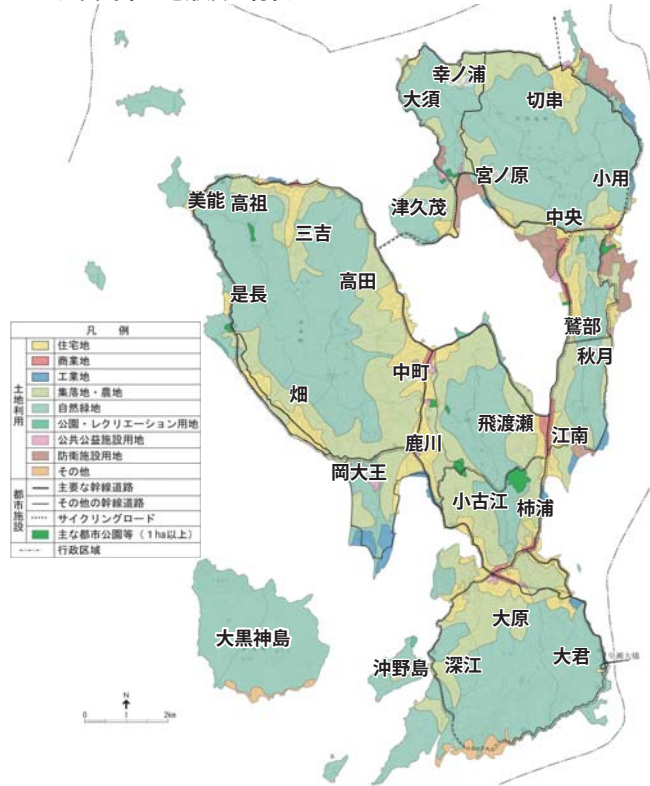
第1節 | 位置・地勢

本市は、広島県南西の広島湾に位置する江田島・能美島と、その周辺に点在する島々で構成されています。広島市からは海上約7.5km、呉市からは海上約6kmの距離にあり、呉市とは音戸大橋（第一・第二）と早瀬大橋の両架橋によって結ばれているため、実質的には本土と陸続きです。

総面積は約100km²ですが、山林部が多く、人の住む集落は海岸部に分散しています。まとまった平地は、江田島町の中央、江田島町と大柿町の境界に当たる江南・飛渡瀬、能美町の中町・鹿川、大柿町の大原などです。

長年にわたる道路網の整備等で、本市の集落間の交通は相当程度改善されています。一部狭い区間もあるものの、沿岸部の道路によって島内を一周できる構成にもなっています。しかしながら、上記の地勢・地形上の特性はいまだ残っており、公共施設等の設置・再編を考える際の要素の一つとなっています。

■江田島の地形及び特性



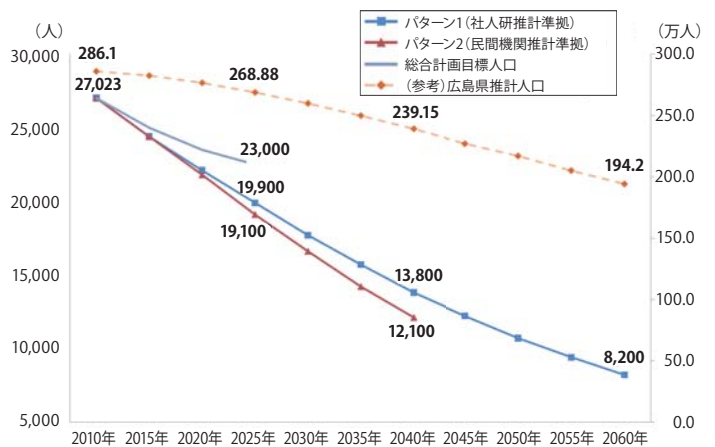
第2節 | 人口動向の現況と課題

本市の人口は2060年には8,200人にまで減少し、うち高齢者人口は4,000人と見込まれています（高齢化率は48%）。仮に、現存する公共施設を今後も全て維持とした場合、2060年に至るまでの間に公共施設の稼働率（利用率）は極めて低いものとなることが予想されます。

また、生産年齢人口の減少により本市の市税収入も低下することから、現在と同様の公共施設の維持管理及び更新を行うことは非常に難しく、公共施設の維持更新以外の諸施策に回す費用が大きく圧迫・制約される恐れがあります。

よって、利用者が減少し使用頻度（需要）の低下した施設、生徒数が極端に減少した学校、利用状況に比して維持管理費が多額に上るなど費用対効果の低い施設等については、廃止・統合・削減など、不断の見直しを行うことが必要です。今後、人口減少や人口構成の変化による需要の変化に応じ、公共施設等の最適な供給量や配置形態を模索・実現しなければなりません。

■将来人口の推計（「江田島市人口ビジョン」から引用）



	2015年	2020年	2024年	2025年	2030年	2040年	2060年
パターン1 社人研推計準拠	24,400人	22,100人	—	19,900人	17,700人	13,800人	8,200人
パターン2 民間機関推計準拠	24,400人	21,800人	—	19,100人	16,600人	12,100人	—
総計画目標人口	—	—	23,000人	—	—	—	—
広島県人口推計値 社人研推計準拠	282.5万人	276.6万人	—	268.8万人	259.8万人	239.1万人	194.2万人

※国勢調査の数値を基に、将来人口を推計。

第3節 | 財政の現況と課題

本市の財政規模を歳入歳出決算額の推移からみると、年度による増減はあるものの、概ね140～160億円の間です。

歳入について見ると、一般財源の根幹である市税は、人口減少や地価下落等の要因により毎年減少が続いています。

歳出について見ると、義務的経費である人件費、扶助費、公債費の合計は減少傾向にあります。これは、扶助費は年々増加しているものの、職員数の減により人件費が減少し、市債の償還と借入のバランスにより、公債費が減少しているためです。

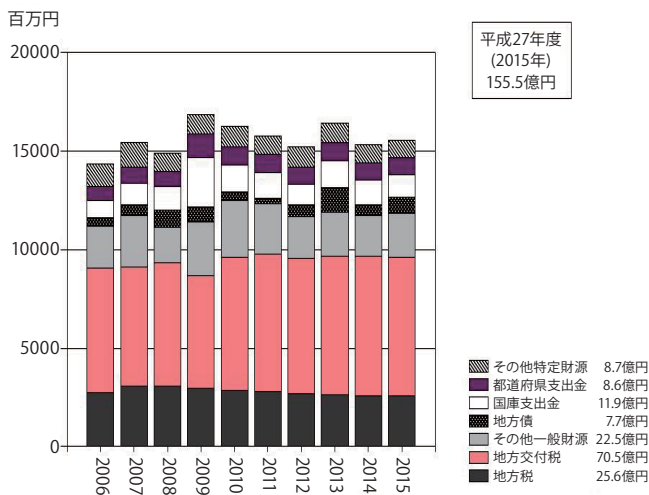
公共施設の建設等に関する投資的経費は、大型の建設事業の実施状況により年度ごとに増減があるものの、歳出全体に占める割合は、概ね10～18%の間で推移しています。

義務的経費と投資的経費を除くその他の経費は、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金などで構成され、合計としてはほぼ横ばいの状況です。その内訳を見ると、維持補修費や繰出金は減少していますが、物件費や補助費等などは増加しています。

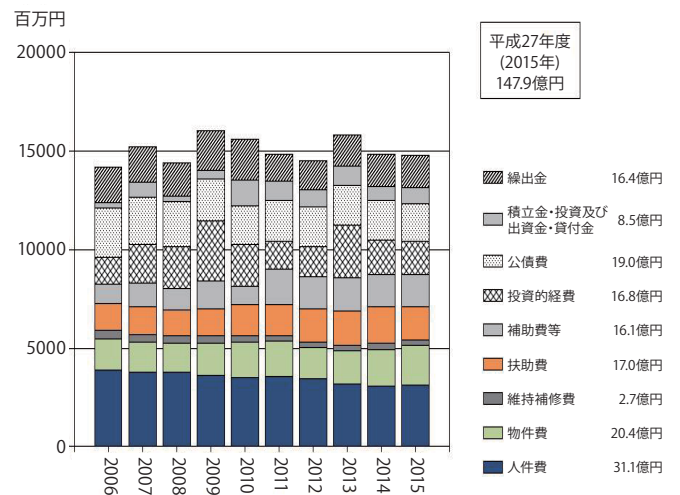
投資的経費の推移及び内訳について、施設の建替えなど大型事業を実施した年度の額は高くなっていますが、平均では年間19億円程度の規模となっています。

今後、公共施設等の更新及び維持管理を行うに当たり、平成27(2015)年度の投資的経費、維持補修費、物件費の水準で対応できるかを検討します。

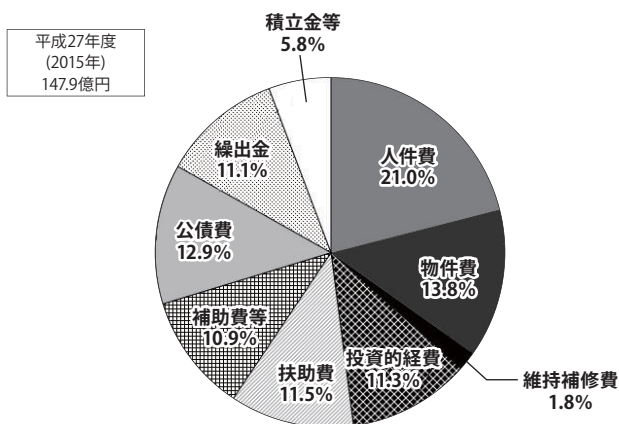
■歳入決算額の推移(普通会計決算)



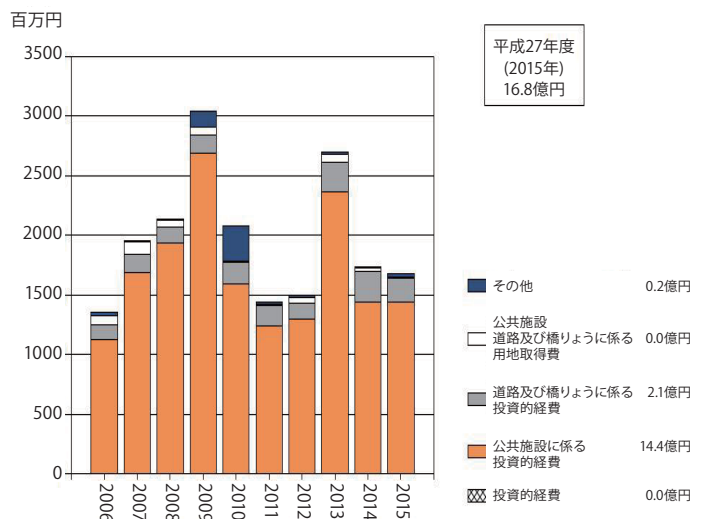
■歳入決算額の推移(普通会計決算)



■平成27年度歳出決算額(普通会計)の性質別内訳



■過去10年間の投資的経費の推移及び内訳



第1節 | 対象施設

本計画で対象とする公共施設等は下表のとおりです。

類型区分	大分類	中分類	小分類		
建物系 公共施設 (ハコモノ)	行政系施設	庁舎等	本庁舎, 支所, 出張所・連絡所		
		消防施設	消防本部・出張所, 消防屯所, 消防倉庫		
	市民文化系施設	集会施設	公民館	コミュニティ施設, 集会所	
			保健福祉系施設	保健施設	保健センター
	保健福祉系施設	高齢福祉施設	老人福祉センター, 老人集会所		
			その他社会福祉施設	福祉センター	
			子育て支援系施設	保育園・こども園	保育園, こども園
	子育て支援系施設	幼児・児童施設	子育て支援センター, 給食調理場, 児童館		
			産業系施設	農業関連施設	
			漁業関連施設		
	産業系施設	産業系施設	労働関係施設		
			その他産業施設		
			スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	武道館, スポーツセンター, 地域体育館, 地域プール
			レクリエーション・観光施設	海水浴施設, 観光交流施設	
	スポーツ・レクリエーション系施設	保養施設	宿泊施設		
			市営(公営)住宅	市営(公営)住宅	市営(公営)住宅
	公園(建物のみ)	公園(建物のみ)	公園(建物のみ)	公園(建物のみ)	
	供給処理施設	供給処理施設	ごみ処理施設, 汚水処理施設		
	学校教育系施設	学校	中学校, 小学校		
その他教育施設			給食調理場, 教職員住宅		
社会教育系施設	図書館	図書館			
		博物館等	学習施設, 資料館		
その他	その他	駐車場, 葬祭・埋葬施設, 倉庫, 港湾待合所, 排水施設, ダム関連施設, 普通財産			
土木系 公共施設 (インフラ施設)	道路等施設	道路	1級市道, 2級市道, その他市道		
		橋梁	PC橋, RC橋, 鋼橋, 石橋等		
		トンネル	トンネル		
	港湾施設	港湾施設	栈橋, 浮函, 岸壁等		
	漁港施設	漁港施設	栈橋, 浮函, 岸壁等		
	海岸保全施設	海岸保全施設	防波堤等		
	土砂災害防止施設	土砂災害防止施設	法面等		
	公園施設	公園施設	公園の建物以外の施設		
	都市下水路施設	都市下水路施設	都市下水路, 水中ポンプ, ポンプ場		
	農林関連施設	農林関連施設	農道, 林道, 農業集落排水施設(汚水処理)		
企業会計施設	上水道施設	上水道施設	配水管, 配水池・調整池, 浄水場, ポンプ所		
	下水道施設	下水道施設	下水道管, 浄化センター, 汚水中継ポンプ場, マンホールポンプ場等		

◆ 代表的な施設の写真

建物系公共施設（ハコモノ）

・市民文化系施設（江田島公民館）



・社会教育系施設（江田島図書館）



・スポーツ・レクリエーション系施設（江田島市武道館）



・スポーツ・レクリエーション系施設（江田島市スポーツセンター）



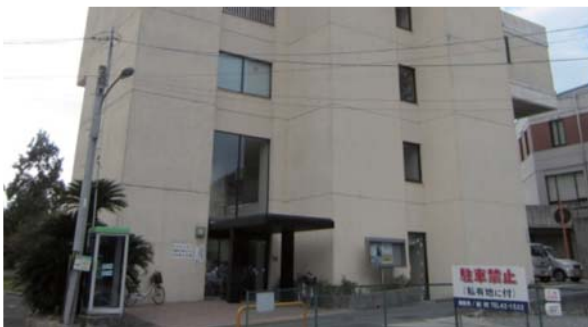
・産業系施設（江田島市交流促進センター）



・学校教育系施設（市立江田島小学校）



・保健福祉系施設（江田島老人福祉センター）



・行政系施設（市消防本部 江田島消防署）



土木系公共施設・企業会計施設

・道路等施設（橋梁）



・上水道施設（前早世浄水場）

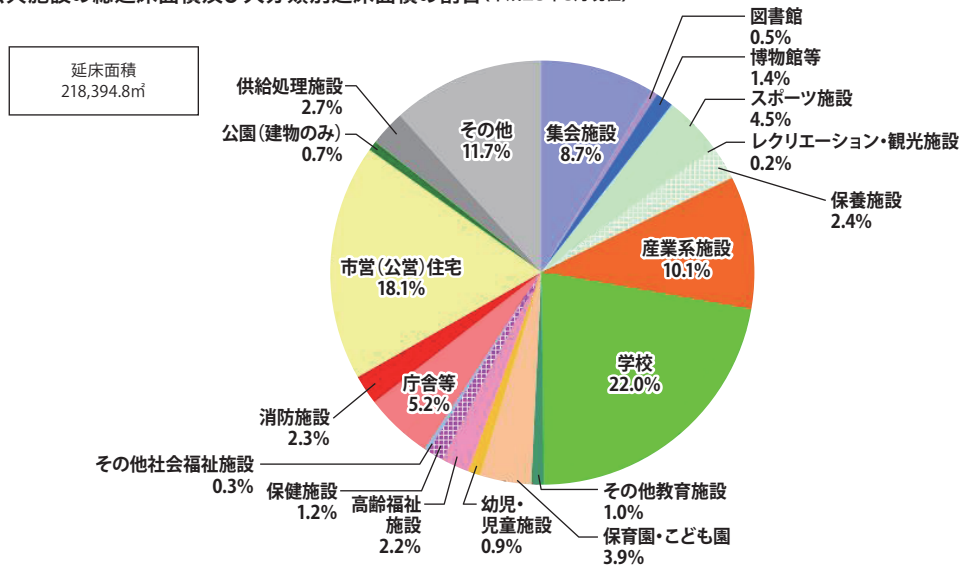


第2節 | 建物系公共施設の現況と課題

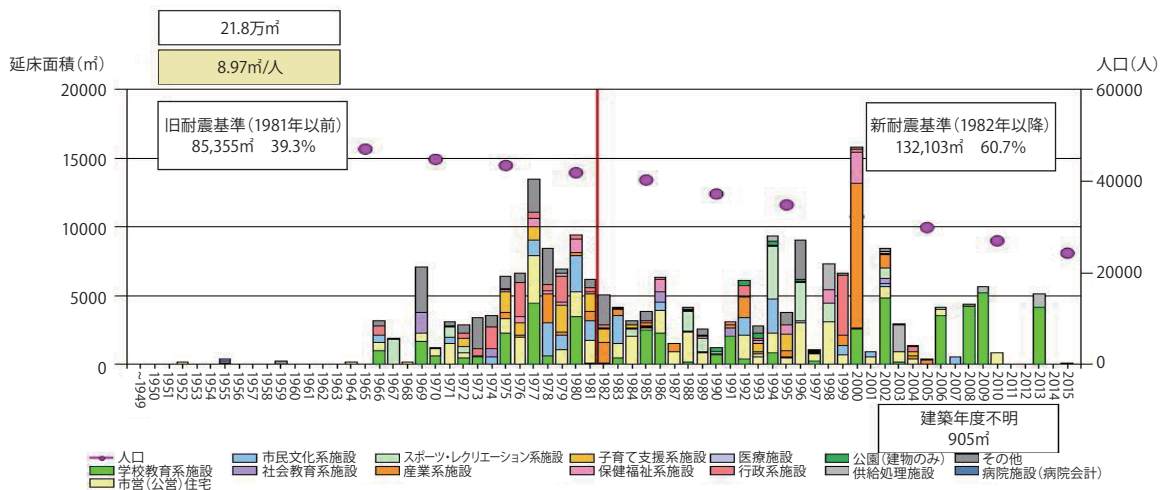
現況

- ・建物系公共施設全体(ただし、企業会計施設を除く)としては、289施設(複合施設を1施設と数えた場合。複合施設を機能別に数えた場合は313施設)、総延床面積は218,394.8㎡(約21万8,400㎡)、市の人口(平成27年国勢調査24,339人)1人当たり約8.97㎡です。
- ・延床面積の割合では、学校が22.0%で最も多く、市営住宅18.1%がこれに次ぎます。(この2つで全体の4割)。
- ・本市の人口1人当たり建物系公共施設の延床面積は、同規模自治体の平均値を大幅に(約1.7倍)上回っています。

■建物系公共施設の総延床面積及び大分類別延床面積の割合(平成28年8月現在)



■建物系公共施設の年度別整備(新設)延床面積



■自治体人口1人当たりの建物系公共施設の延床面積平均値(㎡/人)

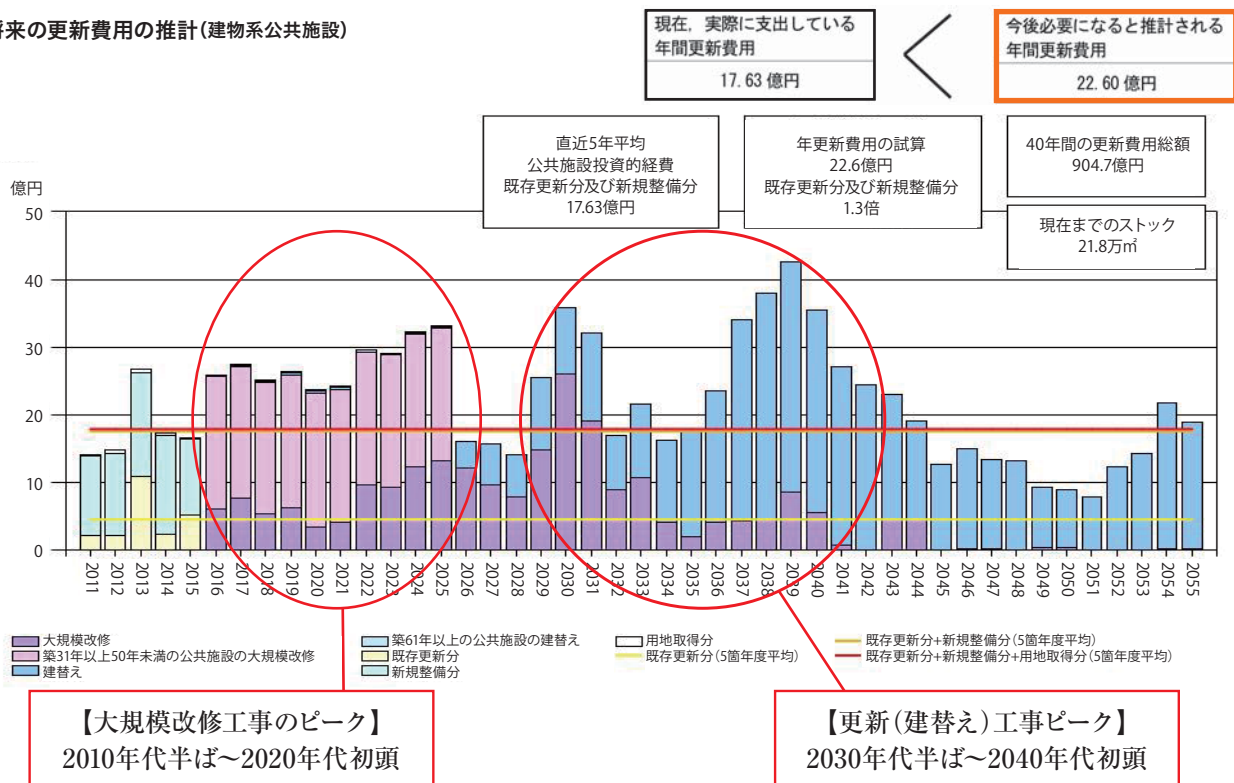
全国平均	政令指定都市	250千人以上	100~250千人未満	50~100千人未満	30~50千人未満	10~30千人未満	10千人未満	
3.22	3.44	1.92	2.89	3.56	4.83	5.24	10.61	
							江田島市	8.97

※「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」(平成23年度総務省調査)より抜粋

課題

- 直近の過去5年度(平成23～27年度)に支出した投資的経費(既存更新分+新規整備分)の年平均額が17.63億円であるのに対し、今後必要になると推計される年平均更新費用は22.6億円であり、従来の約1.3倍(22.6億円÷17.63億円)の投資的経費を年々支出しなければ全ての建物系公共施設を健全に維持することができません。
- 非恒常的維持管理費(修繕料・工事請負費)は毎年変動がありますが、恒常的維持管理費(年7.6億円)と合わせれば、建物系公共施設の維持管理費は毎年10億円前後を要すると見られます。(ただし、消耗品費などその他の雑多な費用は含んでいません。また、当該公共施設に人員を配置している場合は、さらに人件費が加わります。)
- 今後の更新(建替え及び大規模改修)に要する費用は年22.6億円と試算されたため、更新費と維持管理費を合わせた建物系公共施設に係る必要額は、年32.6億円前後と見込まれます。

■将来の更新費用の推計(建物系公共施設)



■施設(建物)類型ごとの恒常的維持管理費の支出(平成27年度)

大分類	燃料費	光熱水費	役員費	委託料	賃借料等	指定管理料	(合計)
1 行政系施設	812	20,552	12,088	20,252	4,526	0	58,230
2 市民文化系施設	1,656	27,455	2,014	14,628	6,620	0	52,372
3 保健福祉系施設	400	6,477	241	2,687	87	0	9,891
4 子育て支援系施設	2,187	20,347	3,795	11,769	2,868	0	40,965
5 産業系施設	420	5,215	13	3,195	3,102	4,854	16,799
6 スポーツ・レクリエーション系施設	160	9,377	126	3,657	3,316	14,092	30,728
7 市営(公営)住宅	0	82	1,680	2,901	2,535	0	7,198
8 公園(建物のみ)	74	7,797	161	10,239	31	2,572	20,874
9 供給処理施設	4,336	32,916	875	98,969	176	0	137,272
10 学校教育系施設	3,623	42,803	2,512	31,283	7,084	0	87,305
11 社会教育系施設	107	5,214	1,683	5,156	4,463	0	16,622
12 その他	3,693	15,368	1,250	44,616	1,204	0	66,132
13 上水道施設	147	1,107	392	39,834	11,057	0	52,537
14 下水道施設	8	494	347	164,309	0	0	165,158
(合計)	17,623	195,202	27,177	453,494	47,070	21,518	762,083

(単位:千円) (7.6億円)

■施設(建物)類型ごとの非恒常的維持管理費の支出(平成27年度)

大分類	修繕料	工事請負費	(合計)
1 行政系施設	2,689	5,683	8,372
2 市民文化系施設	7,592	42,064	49,656
3 保健福祉系施設	677	415	1,092
4 子育て支援系施設	4,880	2,987	7,866
5 産業系施設	3,253	886	4,138
6 スポーツ・レクリエーション系施設	2,196	5,558	7,754
7 市営(公営)住宅	11,386	5,167	16,554
8 公園(建物のみ)	1,000	324	1,324
9 供給処理施設	6,701	22,074	28,776
10 学校教育系施設	12,451	275,281	287,732
11 社会教育系施設	930	0	930
12 その他	3,480	47,668	51,148
13 上水道施設	10,005	0	10,005
14 下水道施設	837	4,655	5,492
(合計)	68,078	412,762	480,840

(単位:千円) (4.8億円)

※学校教育系施設の工事請負費が突出しているのは、江田島小学校屋内運動場耐震補強等工事248,940千円があったため。

第3節 | インフラ施設及び企業会計施設の現況と課題

現況

・本市におけるインフラ施設及び企業会計施設の概要は、下表のとおりです。ここでは道路(市道)、橋梁、上水道管、下水道管の4類型のみについて記述します。

- ◆インフラ施設(土木系公共施設)・・・道路、橋梁、トンネル、港湾、漁港など
- ◆企業会計施設(上下水道系施設)・・・上水道管・上水道施設、下水道管・下水道施設

・本市の人口1人当たりの道路・橋梁の面積は同規模自治体の平均値の半分程度であり、逆に上水道管・下水道管の延長は平均値を上回っていることがわかります。

■インフラ施設の概要

種別	施設種別	路線数・本数	実延長	本市人口一人あたり	面積	本市人口一人あたり
市道	1級(幹線)市道	6路線	30,276m	—	217,445㎡	—
	2級(幹線)市道	6路線	13,017m	—	80,347㎡	—
	その他市道	955路線	234,543m	—	930,050㎡	—
	(合計)	967路線	277,836m	11.42m	1,227,842㎡	50.45㎡
橋梁	PC橋	28本	—	—	—	—
	RC橋	188本				
	鋼橋	9本				
	石橋	7本				
	BOXカルバート	30本				
	その他					
(合計)	262本	1,346.893m	0.055m	8,094.48㎡	0.33㎡	
種別	管種別	実延長		本市人口一人あたり		
上水道管	導水管	4,925m		—		
	送水管	12,803m				
	配水管	383,770m				
	(合計)	401,498m				16.50m
下水道管	コンクリート管	3,624m		—		
	陶管	2,726m				
	塩ビ管	149,567m				
	その他	18,460m				
	(合計)	174,377m				7.16m

■自治体人口1人当たりのインフラ施設等の面積・延長平均値

種別	全国平均	政令指定都市	250千人以上	100～250千人未満	50～100千人未満	30～50千人未満	10～30千人未満	10千人未満
市道	31.99	21.56	17.98	37.83	62.42	75.61	101.51	242.06
橋梁	0.26	0.18	0.16	0.22	0.39	1.12	0.68	1.78
上水道管	4.09	2.58	4.20	5.23	7.05	8.94	10.79	17.70
下水道管	3.60	3.61	2.68	3.37	4.06	5.37	6.33	6.33

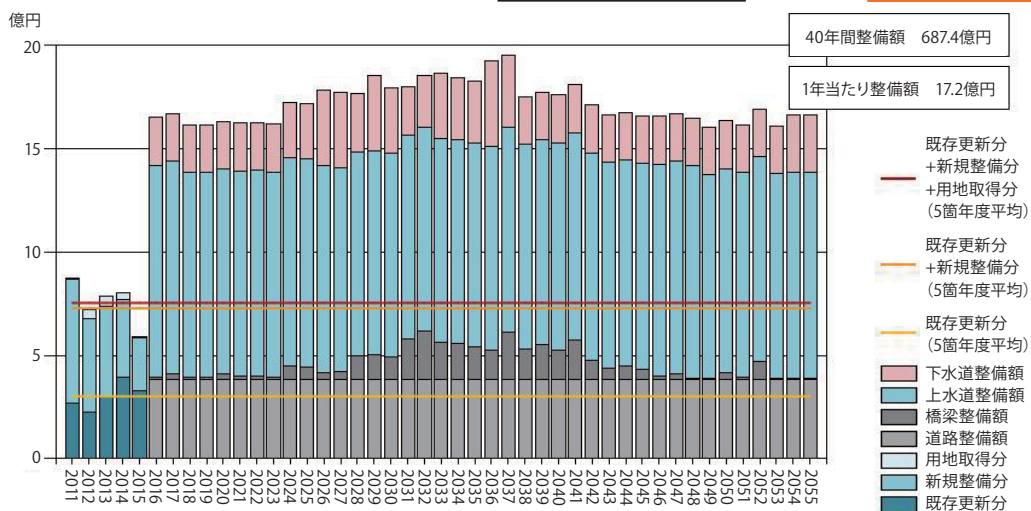
※市道・橋梁の単位は(㎡/人)、上水道管・下水道管の単位は(m/人)
 「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」(平成23年度総務省調査)より抜粋

課題

- ・直近5年間(平成23～27年度)に支出した投資的経費(既存更新分+新規整備分+用地取得分)の年平均額が7.54億円(下表②)であるのに対し、今後必要になると推計される年平均更新費用は17.2億円です(下表①)。
- ・従来の約2.3倍(17.2億円÷7.54億円)の投資的経費を年々支出しなければ全ての市道、橋梁、上水道施設、下水道施設を健全に維持することができないことがわかります。

① 将来の更新費用の推計(市道、橋梁、上水道施設、下水道施設)

現在、実際に支出している 年間更新費用	今後必要になると推計される 年間更新費用
7.54 億円	17.20 億円



② 市道、橋梁、上水道管、下水道管に係る過去5年度の投資的経費

種別	年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
市道	H23(2011)	118,417	111,566	6,713	236,696
	H24(2012)	144,835	68,070	41,259	254,164
	H25(2013)	168,307	159,353	51,958	379,618
	H26(2014)	132,434	133,989	30,000	296,423
	H27(2015)	154,024	96,791	2,885	253,700
	5ヶ年度平均	143,603	113,953	26,563	284,120
橋梁	H23(2011)	4,935	0	0	4,935
	H24(2012)	0	0	0	0
	H25(2013)	12,538	0	0	12,538
	H26(2014)	84,634	0	0	84,634
	H27(2015)	43,166	0	0	43,166
	5ヶ年度平均	29,054	0	0	29,054
上水道管 (水道事業会計)	H23(2011)	129,440	0	0	129,440
	H24(2012)	55,589	0	0	55,589
	H25(2013)	84,352	0	0	84,352
	H26(2014)	72,627	30,234	0	102,861
	H27(2015)	53,467	0	0	53,467
	5ヶ年度平均	79,095	6,046	0	85,141
下水道管 (下水道事業会計)	H23(2011)	13,774	488,185	0	501,959
	H24(2012)	27,908	383,083	0	410,991
	H25(2013)	35,574	276,470	0	312,044
	H26(2014)	102,039	214,336	0	316,375
	H27(2015)	77,898	161,978	0	239,876
	5ヶ年度平均	51,438	304,810	0	356,249
(合計)	H23(2011)	266,566	599,751	6,713	873,030
	H24(2012)	228,332	451,153	41,259	720,744
	H25(2013)	300,771	435,823	51,958	788,552
	H26(2014)	391,734	378,559	30,000	800,293
	H27(2015)	328,555	258,769	2,885	590,209
	5ヶ年度平均	303,191	424,811	26,563	754,565

(単位:千円)

(約7.54億円)

第1節 | 総合管理計画の理念・目的, 計画期間

理念

公共施設等全体を市の貴重な資産と捉え、市民・議会と問題意識を共有し、協働で公共施設等の将来の方向性確立に向けた取組を進める。

(目的)

1. 公共施設等に係る毎年の固定費を抑制・削減し、福祉その他の住民福利向上のための費用、市の将来のための投資費用を確保する。
2. 公共施設等の整備・更新・維持管理を計画的かつ効率的に行い、十分な安全性等を確保しつつ、可能な限り長寿命化を図る。また、公共施設等の利活用促進及び複合化・統廃合等を推進する。
3. 実際の需要に応じた住民サービスの適正な水準確保と、健全な行財政運営の最適バランス(均衡)を追求する。

本市では、本市の存続と発展に資するため、上記のとおり公共施設等総合管理計画の理念と目的を定めます。これを新しいまちづくりの第一歩と捉えて実行に移すためには、次の3点が主な推進力となります。

① 行政の努力

公共施設等に関する施策の推進により、公共施設等の配置・費用対効果等の最適化を図る。

② 住民との協働

サービス水準の低下や有料化等が見込まれる場合、住民の理解・協力を得る。

③ 民間活力の導入

公共施設等の運営効率化やサービス向上のため、まちづくり協議会、自治会、NPO(非営利団体)、企業・事業者などの民間活力を積極的に導入し、PFI*やPPP*の活用も検討する。

※PFI(Private Finance Initiative): 公共施設の建設等を、民間の力を活用して行う手法

※PPP(Public Private Partnership): 民間の資金等を活用して公共サービスの充実に進める手法

期間

本計画の計画期間は、30年とする。(平成29(2017)年度～58(2046)年度)

(理由)

建物系公共施設及びインフラ系施設(土木系公共施設、企業会計施設)の大規模改修及び更新(建替え)のピークが、今後概ね30年の間に到来するため、10年ごとにアクションプラン(個別計画)を策定し、具体的な内容を定める。

■ 公共施設のあり方に関する基本方針と本計画アクションプランの対応関係

公共施設のあり方に関する基本方針			本計画アクションプラン				
区分	時期	取組期間	区分	対象期間	内容		
短期	今後概ね5年まで	H26(2014)年～ H30(2018)年	第1次	H29(2017)年度～ H38(2026)年度	・全体目標 ・(施設類型ごとの) 個別目標 ・取組方針		
中期	今後概ね10年まで	H31(2019)年～ H35(2023)年				第2次	H39(2027)年度～ H48(2036)年度
長期	今後概ね20年まで	H36(2024)年～ H45(2033)年					
超長期	今後概ね21年以降	H46(2034)年～	第3次	H49(2037)年度～ H58(2046)年度			

第2節 | 総合管理計画の策定に当たっての基本的な方針

「江田島市公共施設のあり方に関する基本方針」の継承	長寿命化と維持管理コストの適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○建物の長寿命化を図るため、定期的に点検・診断し、必要に応じて維持補修などを行う。 ○長期にわたって使用することが求められる施設については、維持補修への対応に加え、大規模改修についても検討する。 ○財政計画との整合を図りながら、各施設の維持管理コストの検証と見直しにより、全体的な調整・検討を行い、維持管理コストの削減に向けて具体的な取組を進める。 ○国のインフラ長寿命化計画やそれに関わる方針等を踏まえ、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図るため、全体的なインフラに関する行動計画及び個別施設計画の策定などを検討する。
	統廃合、複合化等による費用対効果の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○利用が全くない施設、少ない施設は、防災の観点、施設の老朽化の状況及び近隣における類似施設の有無を考慮して統廃合等を進め、将来も必要な施設のための財源確保に努める。 ○施設機能が類似している施設が近隣に複数あり、運営管理に支障がない場合は、老朽化の状況及び全市的な施設立地のバランスを考慮して統廃合・複合化を進め、施設の役割や位置づけによって機能・空間の高次化・拠点化に取り組む。 ○統廃合・複合化を実施する場合は、交通手段への留意や駐車場・駐輪場の確保、バリアフリー化など市民の利便性の維持・向上や施設・設備の機能向上及び防災・安全性の強化に努める。 ○統廃合・複合化と合わせて、運営管理体制の一体化、市民等の利用促進を図り、効率化に努める。とりわけ市民文化系施設については、施設の統廃合・複合化が、世代間や住民相互の交流促進、コミュニティの活性化などに寄与することを目指す。
	将来の都市づくりを目指した再編・整備	<ul style="list-style-type: none"> ○全市を対象とした公共施設については、将来の都市づくりのための視点や市民の利便性、ニーズ、財政状況、土地条件、統廃合や複合化の可能性などを総合的に検討して再編・整備を進める。 ○地域(町レベル)の施設については、全市的なバランスやこれまでの経緯を考慮しながら、コミュニティレベルの施設などとの統廃合や複合化を含め、施設機能の維持に努めるとともに、多様な利用への対応や設備等の機能向上を図る。 ○自治会等コミュニティレベルの施設については、1地区1施設を原則に、集会機能の確保を図るとともに、類似施設が複数ある地区については、統廃合や複合化による施設・設備の機能向上に取り組む。 ○維持・更新する施設については、耐震化や備蓄等防災への対応などを進めるとともに、それぞれの地区・地域(町レベル)において民間施設等を含めた避難対策などに取り組む。
	運営管理の効率化と市民等の参画	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設ごとに、運営管理経費、利用状況や利用見通し、使用料と利用者負担の状況などから、施設の使われ方や利用に比して市負担額等が適正であるかを検討し、より効率的・効果的な運営管理や体制づくりに取り組む。 ○運営管理の効率化や市民サービスの確保・充実が図られるよう、運営管理や利用のルール、手順等を整理する。 ○公共施設の運営管理における市民や地区等の協力、さらには役割分担や協働、民間活力の活用などを全体にわたり検討し、地区での運営管理を支援・促進する制度を創設する。 ○公共施設の再編・整備の検討や運営管理に関して、市民等の参加や協働を進めるため、公共施設に関わる情報を、市民等へわかりやすく提供・公開する。 ○全市的・地域(町レベル)的な利用を意図する施設などについては、施設の設置目的が効果的・効率的に達成できることを前提に、指定管理者制度による民間委託も選択肢とする。 ○集会所など基礎的なコミュニティ単位の施設については、受け入れ体制が確保できる場合には、地域団体等への移譲を進める。
	市民意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> ○再編・整備の方針決定過程においては、市民の思い・意見の反映に努めながら、個々の公共施設及び地区・地域(町レベル)ごとに利用目的や利便性の確保などに配慮し、判断していく。 ○再編・整備の具体化の段階では、検討対象となる公共施設が立地する地区・地域(町レベル)において、市民参加で公共施設のあり方などについて話し合い、方向づけるワークショップ等を開催する。 ○市民等が、希望や必要性に応じて選択的に利用する施設については、利用内容や利用者の状況、市民意識・ニーズなどを考慮しながら、公共施設における受益者負担の適正化を図る。 ○市民の意見の把握・反映や市民への説明の前提として、公共施設に関わる情報をわかりやすく提供・公開する。
	市民からの需要及びニーズ(要望)への適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ○用途転用又は複合化による、既存施設の有効利用 ○公平性に基づく受益者負担の適正化
	本計画で補足する方針	<ul style="list-style-type: none"> ○人口動態・住民需要などに基づいた全体面積(総延床面積)のコントロール ○「事後保全」から「予防保全」への転換と機能改善 ○不要施設の売却その他の処分・活用
市と市民との協働の理念に基づく維持管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ○民間活力の導入(地域団体・民間事業者等への運営委託と運営費補助など) ○公共施設を核としたコミュニティの醸成 	

第3節 | 総合管理計画の実施に関する基本方針及び数値目標

①品質に関する施策

建物系公共施設のうち、今後とも存続させる施設については、適正な改修工事等を計画的に実施し、耐用年数の短い設備機器などを定期的に交換することにより品質を維持し、施設の長期間使用を可能にします。

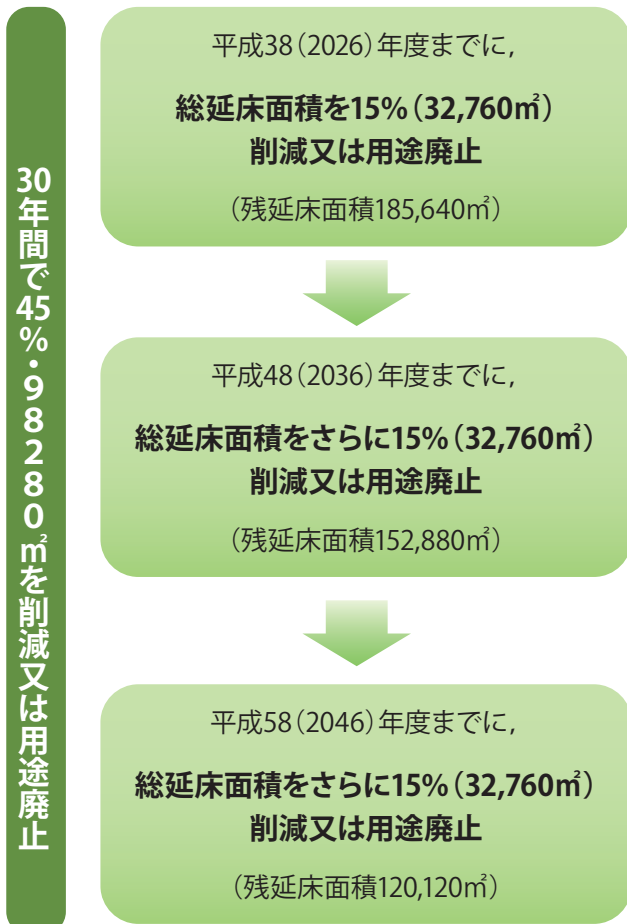
また、役割を終えた公共施設のうち耐久性の高い構造躯体を持つものについては、内装や設備などを改造し、用途を変更(コンバージョン)して長期間使用することを可能にします。これらにより、財政負担を軽減することが可能になります。

インフラ系施設については、更新時に耐久性の高い材料などを積極的に採用する方法や、施設ごとの「長寿命化修繕計画」などにに基づき、予防保全を取り入れながら計画的に修繕を行うことで品質を維持し、施設利用者の安全性を確保しながら、物理的に使用可能な期間を延ばすことによって財政負担を軽減する方法が考えられます。

②数量に関する施策及び数値目標

建物系公共施設については、「江田島市公共施設のあり方に関する基本方針」の削減目標の考え方を継承し、かつ本計画の計画期間を30年とすることを勘案し、本計画で定める目標を、下記のとおりとします。

■本計画で定める総延床面積の削減目標



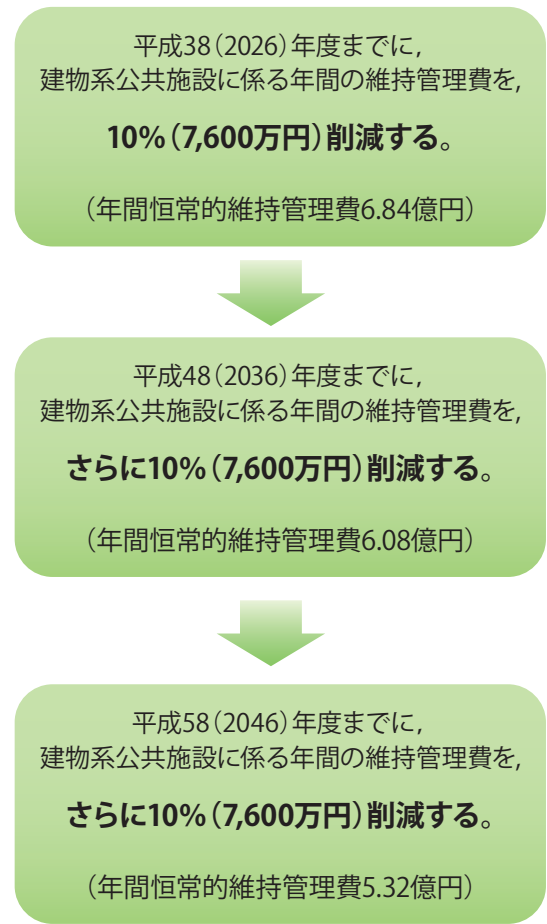
※パーセンテージは、平成28(2016)年8月の対象施設(企業会計施設を除く全289施設、総延床面積218,400㎡)に対する割合

③コストに対する施策及び数値目標

恒常的維持管理費*の削減目標を、下記のとおり設定します。(なお、この目標には、企業会計施設(上水道施設・下水道施設)を含めます。)

※恒常的維持管理費:毎年ほぼ一定額の支出が発生すると見込まれる維持管理費のこと

■本計画に定める恒常的維持管理費の削減目標



※パーセンテージは、平成27(2015)年度の恒常的維持管理費7.6億円に対する割合

④増収(財源の拡大)に関する施策

公共施設等に係る費用(維持管理費等)の削減を図るだけでなく、公共施設等を市の有する経営資源・収益資産と考え、その運用により収入を得る(財源とする)ことを目指します。統廃合等で不要となった施設の売却・貸付などを積極的に行うことにより得た収入は、間接的ながら他の公共施設等の維持管理費に回ることになる、との観点が必要です。

■過去5年度の建物系公共施設(建物・敷地)の売却実績

年度	名称	所在	最低売却価額	売却価額
H23(2011)				
H24(2012)				
H25(2013)	旧津久茂小学校	江田島町津久茂	5,232万円	5,232万円
	旧津久茂老人集会所	江田島町津久茂	167万円	167万円
H26(2014)				
H27(2015)	旧山の手集会所	大柿町大君	616万円	616万円
(合計)			6,015万円	6,015万円

■自動販売機の設置に係る競争入札による増収効果

	従来	競争入札化
設置場所	本庁舎(現能美庁舎) 1階ロビー	本庁舎1階ロビー
契約形態	随意契約	競争入札
契約期間	1年ごとの更新	3年
年間使用料 (設置料)	15,000円	447,000円
ロケーション マージン (売上金の一部納入)	月々の売上の20%	月々の売上の10%

第4節 | 公共施設等の維持管理に関する基本方針

①保守, 点検等の実施方針

公共施設に係る主な日常点検項目および体制は下記のとおりです。

■公共施設に係る主な日常点検項目

対象	点検項目	点検内容
建物	外壁・内壁	ひび割れ、剥離等の確認、対応
	玄関・窓等	破損状況の確認、対応
	窓ガラス・網戸等	破損状況の確認、対応
	屋上排水口	詰まりの除去
建物外周・敷地内	フェンス・ブロック塀	老朽化・破損状況の確認、対応
	排水路・排水溝	詰まりの除去
	樹木	隣地に枝が伸びていないか等の確認、対応
	全般	雑草の除去等
建物内外の設備機器	ブローワ	盗難されていないか等の確認
	冷暖房機器	フロン排出抑制法に基づく自主点検
		フィルター等の清掃
	ガス器具	ガス漏れがないか等の確認
給湯室・トイレ等	水漏れがないか等の確認、清掃	

■公共施設に係る保守・点検体制の概要

実施形態	対象種別	備考
業者委託	給排水衛生施設(貯水槽)	施設ごとに契約
	浄化槽	財政課で一括契約
	昇降機(エレベーター)	財政課で一括契約
	自動ドア	施設ごとに契約
	冷暖房設備	施設ごとに契約
	電気設備(自家用電気工作物)	財政課で一括契約
	ガス設備	施設ごとに契約
	警備・通報設備	施設ごとに契約
	消防設備	財政課で一括契約
	施設職員 独力	建物の内装・外装・設備機器
建物の内部・外部の清掃		一部の施設では業者等委託

②診断の実施方針

本市で3年ごとの定期検査の対象になっている施設(定期検査業務委託している施設)は、下記のとおりです。

■建物等の定期検査の対象施設

1 江田島中学校	6 切串小学校	11 大須公民館	16 大柿厚生文化センター	21 サンビーチおきみ
2 能美中学校	7 中町小学校	12 秋月公民館	17 江田島市スポーツセンター	
3 三高中学校	8 三高小学校	13 中町公民館	18 江田島市武道館	
4 大柿中学校	9 江田島公民館	14 江田島コミュニティセンター	19 国民宿舎能美海上ロッジ	
5 江田島小学校	10 切串公民館	15 沖美ふれあいセンター	20 シーサイド温泉のうみ	

【検査項目】・給排水設備・換気設備・排煙設備・非常用照明装置・昇降機等・防火設備

③ 修繕、改修等の実施方針

施設及び施設内主要設備の耐用年数、修繕記録等をまとめ、施設ごとの長期修繕計画、中期修繕計画、改修計画等を策定し、本計画のアクションプランに組み込むこととします。

中期修繕計画	策定期期	第1期の計画は、長期修繕計画と同時に策定することが望ましい。
	項目設定	長期修繕計画と同様
	期間設定	概ね5～10年程度
	計画内容	①長期修繕計画のうち、当該中期修繕計画の計画期間に相当する部分の具体的計画。 ②長期修繕計画になかった(新たに生じた)項目についての具体的計画。
	財源計画	中期修繕計画に基づく必要予算額の算出を行い、財政部門との調整を行う。

■長期及び中期修繕計画の概要

長期修繕計画	策定期期 (新築施設の場合)	建物竣工時(建築工事契約又は設計業務委託契約に合わせて策定業務を委託することが望ましい。)
	策定期期 (既存施設の場合)	新築から概ね10～15年程度経過した施設については、簡易な劣化診断を行い、その結果を反映した計画を策定することが望ましい。
		新築から概ね20年以上経過した施設については、当該施設の必要性及び更新(建替え)を行うかを検討した上で、必要と判断される場合又は建替えしないと判断した場合は劣化診断を行い、その結果を反映した計画を策定することが望ましい。
	項目設定	建物本体、大型機器(昇降機等)、設備種類(空調機器及び配管、電気系統等)ごとに項目設定することが望ましい。
	期間設定	概ね50年程度
	改定時期	建物竣工から概ね10～15年程度経過した時点で改定を行う。(経年劣化の兆候が表れる時期であるため)
計画精度	詳細は中期修繕計画で決定するため、さほど精度は高くなくてよい。	

④ 安全確保の実施方針

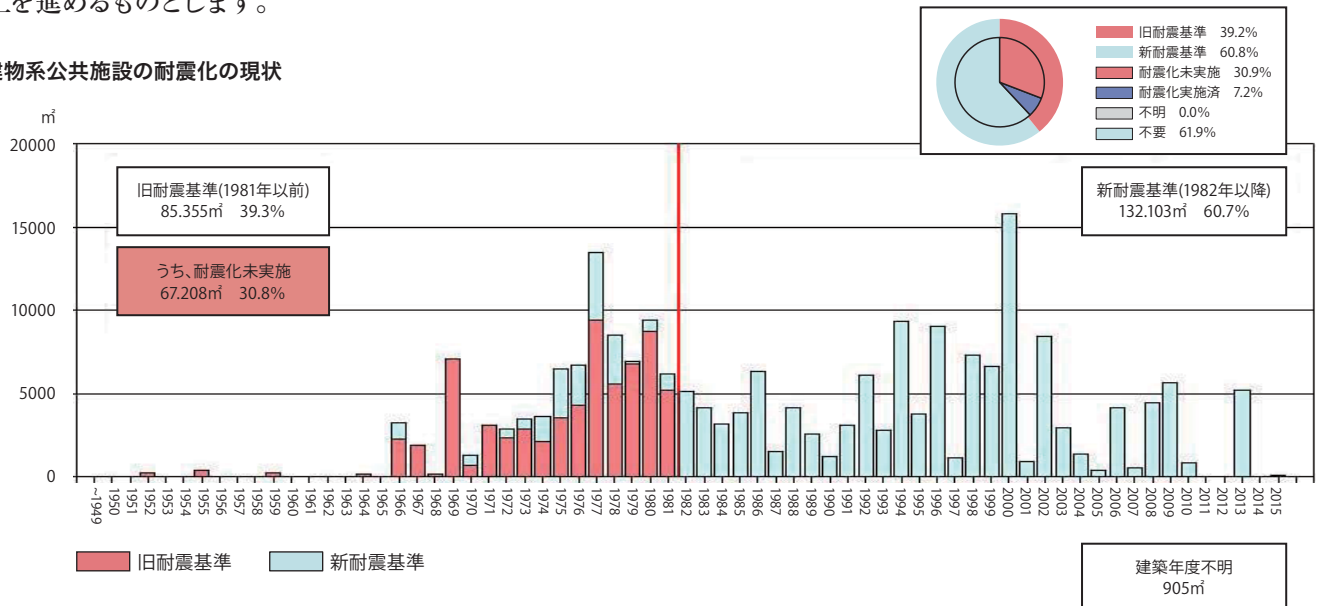
公共施設における安全確保は、施設管理の最も基本的な要件です。万一の事故・事件・災害が発生した際、人的・物質的被害を最小限にとどめ、迅速に復旧する体制の構築は、施設管理者にとって最重要の責務とされなければなりません。また、施設管理の瑕疵(かし)によって第三者に損害を生じさせた場合、本市が多額の賠償責任を負う恐れもあります。

⑤ 耐震化の実施方針

昭和56(1981)年以前に建設された建物(旧耐震基準建築物)は全体の39.3%(85,355㎡)を占めていますが、これらについて順次耐震診断を実施し、必要な場合は耐震補強工事等を実施しており、現時点では全体の30.8%(67,208㎡)が耐震化未実施で残っています。耐震化未実施建物については、逐次耐震化工事を行うか供用廃止又は取り壊しを行い、現在から概ね20年後の平成48(2036)年度までに、建物系公共施設の耐震化率100%を達成することを目標とします。

道路、橋梁、上水道管、下水道管等については、施設類型ごとの長寿命化計画等により、着実に耐震化及び耐災害性の向上を進めるものとします。

■建物系公共施設の耐震化の現状



⑥ 長寿命化の実施方針

総合的かつ計画的な維持管理により、使用を継続する公共施設等については、可能な限りの長期使用を図ります。

建設から60年を経過し、かつ使用継続を決定した施設については、原則として必ず建物診断を実施します。その結果、過大な費用を必要としないと判断された場合は長寿命化更新工事を実施し、さらに20年程度の長期使用を実現させることで、更新費用の削減を目指します。

第5節 | 再編・整備(統廃合等)に関する基本方針

①再編・整備の基本類型(パターン)

「公共施設のあり方に関する基本方針」においては、公共施設の見直し及び再編・整備の基本類型(パターン)は、次のとおり定められています。本計画においても、この基本類型を継承します。

A	統廃合・複合化	<p>統廃合・複合化を目指す施設については、次の要件を検討する。 ※中心施設…統廃合・複合化により機能を集約する施設</p> <p>中心施設の有無</p> <p>統廃合・複合化を図るためには、次の要件のいずれかに該当する中心施設があることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○統廃合・複合化を図る中心施設があること。又は、 ○新築によって統廃合・複合化を図る中心施設の整備が可能な場合。 <ul style="list-style-type: none"> 》統廃合を図る既存施設の中で、中心施設の確保が難しい場合。 》統廃合・複合化の必要性が高く、利用を見込むことができ、財政的な条件などが整っている場合。
		<p>中心施設の要件</p> <p>中心施設については、次の要件のいずれにも該当することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存施設については、新耐震基準に適合している施設又は今後耐震化を目指す施設。 ○アクセスなど、利便性が一定水準確保されている施設。 ○廃止する施設の機能を一定水準確保できる施設。 ○統廃合・複合化を行った場合、建築基準法、消防法などに適合する施設。
		<p>機能移転施設</p> <p>統廃合で機能を移転する施設については、次の要件のいずれかに該当することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目的又は施設内容が類似している施設。 ○集会所などコミュニティレベルの施設は、近隣において、目的又は施設内容が類似している施設又は施設機能(集会機能など)が重なる部分のある施設。 ○一定水準以上の利用がなされている施設で、地区・地域(町レベル)に必要な施設であるが、老朽化や防災的な問題などで、存続が難しい施設。 ○多額の運営管理経費がかかり、施設の使われ方や利用に比して市負担額が高い施設。
B	用途廃止	<p>用途廃止を目指す施設については、次の要件を検討するとともに、未利用財産については「江田島市未利用財産利活用基本方針」に基づき、活用又は処分を進める。</p> <p>対象施設</p> <p>【用途廃止とする施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○直近3年間のいずれかの年に、年間利用者数が0になったことがある施設。 ○ただし、地域住民と協議し、一定の利用が見込める場合には再度、その存続などについて検討する。 <p>【用途廃止を検討する施設】候補となる施設については、次の要件のいずれかに該当することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年間利用者数が特に少ない施設。 ○設置の意義が薄れた施設又は類似施設との競合等により利用率が低い施設。
		<p>売却処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ○将来的な活用計画がなく、公有財産として保有する必要性がないと判断される財産は、用途廃止後、売却を進める。
		<p>将来的な活用の資源としての保有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○売却処分を行わない施設については、将来的な活用を図る資源として、一定期間、保有及び維持管理に努める。 ○建物としての活用が見込めない場合は、建物を除去したうえで、利活用を検討する。
		<p>移譲</p> <ul style="list-style-type: none"> ○用途廃止した施設について、地域団体等から活用希望があるものについて移譲を検討する。
		<p>地域団体等への移譲</p> <p>地域団体等への移譲を目指す施設については、次の要件を検討する。</p> <p>対象施設</p> <p>候補となる施設については、次の要件のいずれかに該当することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域団体又は公的団体の管理により運営効果が上がる施設、かつ、市の関与の必要性が相対的に低い施設。 ○地域団体又は公的団体の合意形成が可能であり、移譲の受け入れ体制が整っている施設。 ○用途変更によって住民等が利活用するニーズがある施設。
D	指定管理・民営化	<p>指定管理者制度の導入又は民営化を目指す施設については、次の要件を検討する。なお、施設の利用、運営管理が実態(目的、意図している利用、利用率)に合わない場合は、利用方法の変更又は委託先の変更を検討することとする。</p> <p>対象施設</p> <p>候補となる施設については、次の要件のいずれかに該当することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間等が運営管理を行った方が利便性及び効率性が高まる施設、かつ、市の関与の必要性が相対的に低い施設。
		<p>E</p> <p>現状のまま(市の運営管理)</p> <p>次の施設については、現状のまま用途を維持することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市の関与及び公共施設としての必要性が相対的に高い施設で、一定水準の利用があり、かつ、今後概ね20年の間に統廃合・複合化などが難しい施設。
F	変更用途	<p>次の施設については、用途変更を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設の有効利用のために用途を変更し、継続して市による運営管理を行う施設。 ○用途変更が可能で、それによって民間事業者等が運営管理するニーズがある施設。

②基本類型を適用するための判断基準(施設評価項目)

個々の公共施設に前ページの基本類型を適用するに当たり、主として右表に示す7項目を判断基準とします。

これらの基準は、計画本編第5節(公共施設等の維持管理に関する基本方針)の規定により収集するデータ等に基づき、不断に検証を行うことが重要です。

■施設の再編・整備基本類型への適用についての判断基準

評価項目	内容
安全性	老朽化が進行していないか。 改善が難しい又は過分の費用を要する損傷箇所はないか。 新耐震基準を満たしているか。
機能性	現に求められる機能を維持しているか。 他の用途にも転用(コンバージョン)できる汎用性があるか。
耐久性	今後も長期間にわたり、過分の費用をかけず使用を継続できる程度の建物強度を保持しているか。
効率性	現在の立地、収容人数、駐車台数、利用形態等は効率的であるか。
当該地域における同種施設の充足率	同一(近隣)地域内に、同種の施設・機能が重複していないか。
施設利用率	現に一定以上の需要があるか。将来の需要見通しはどうか。
費用対効果	施設に費やす維持管理費等が、当該施設のもたらす効用を上回っていないか。

第6節 | 新設及び更新(建替え)に関する基本方針

①新設の基本方針

建物系公共施設については、原則として新設は行いません。

ただし、当該施設の新設により他の既存施設を廃止するなどして、本市の建物系公共施設の総延床面積又は総維持管理費を削減できると見込まれる場合は、この限りではありません。

また、「江田島市公共施設のあり方に関する基本方針」において設置(新設)することとしている施設については、既存施設の改装・用途変更等で対応し、かつ近隣施設の機能を集約する(当該近隣施設を廃止する)ことを原則とします。

■今後新設を予定する施設

種別	施設の性質等	数量	設置済みの施設
市民センター	行政サービス機能を備え、まちづくりや地域活動の拠点となる施設	各町に1箇所 (全4箇所)	沖美市民センター (沖美町) (平成29年3月竣工)
交流プラザ	市民センターの集会機能を補完する施設	旧小学校区単位に1箇所 (全13箇所)	深江交流プラザ (大柿町) (平成27年7月竣工) 宮ノ原交流プラザ (江田島町) (平成28年6月竣工)
「集会所」	現在の集会所、老人集会所、コミュニティホーム等を集約した施設	基礎的コミュニティ単位に1箇所 (全5箇所) ※市民センター、交流プラザを設置する以外の地域	

②新設又は更新(建替え)を検討する場合の基本方針

建物系公共施設については、更新(建替え)を選択する前に、まず当該施設の必要性自体を検討し、次いで修繕・改修工事等による長期使用の可能性を検討する必要があります。

また、公共施設の総量削減目標がある中で、あえて更新又は新設を選択する場合は、その選択が他の選択よりも合理的かつ効果的であり、長期的に見て費用対効果に優れることを示すよう、将来にわたる維持管理費の試算等を行うことが望ましいことです。

■新設又は更新(建替え)を行う場合の検討・考慮事項

1.必要性	・当該施設が真に必要か。
2.他の選択肢	・新設の場合、新設以外の選択肢がないか。 ・更新(建替え)の場合、更新以外の選択肢がないか。
3.費用対効果, 維持管理費の抑制	・更新又は新設する施設は、将来にわたり維持管理費を抑制し得る構造であること。 ・更新又は新設する施設は、人口・利用者の高齢化及び建物設備・機器の保守管理費抑制を考慮すること。 ・施設の需要に対し、過剰な設備・能力・規模(オーバースペック)を設定しないこと。また、当該施設が将来的に用途廃止となる場合も想定し、他の用途に変更(コンバージョン)しやすい構造とすること。
4.複合化・集約化	・更新又は新設を行う場合、これを機に近隣の他施設の機能等を集約できないか。

③跡地利用計画が未定の場合の建物系公共施設の解体及び使用等について

建物系公共施設の新設又は更新を行う中で、近隣施設や類似施設の集約化に伴い、用途廃止される施設が発生します。しかし、用途廃止したとしても、解体費用が多額に上ると見込まれる場合は、当分の間解体に着手できないことも考えられます。

また、当該施設の跡地利用計画及び売却・貸付方針が長期にわたり決まらない場合や、そもそも解体できないからこそ跡地利用計画等を立てられない場合もあり得ます。

これらの場合でも敷地の除草等の最低限の維持管理業務は行わなければなりません。

このことについてはなお研究を要しますが、当面は当該施設の耐震性の有無（新耐震基準と旧耐震基準の区分）を基準に、基本的な方針を定めます。

■跡地利用計画が未定の場合の基本方針

建物の耐震性	対 応
有 (新耐震基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・期間を明確に区切った貸付を行う。(解体等の方針が決定した後、貸付契約を終了させる。)ただし、消防施設等の備え付けが必要になるなど市の負担が大きく増加する場合、借地借家法が適用される場合などは、原則として貸付は行わない。 ・市の書類、イベント用具等の一時保管場所として使用許可する。 ・上記の貸付又は使用許可は恒久的なものではなく、貸付又は使用許可の終了に際し、本市が代替措置(他の施設の使用あっせん等)を講じなければならない性質のものではない。
無 (旧耐震基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・解体を行うまで、敷地・建物を立入り禁止にする等の措置を講じる。 ・災害時の危険性等を考慮し、原則として貸付は行わない。

第7節 | 市と市民・民間事業者等との協働体制

①市と市民等との情報共有

市議会への報告、住民説明会、公共施設に関する講演会の開催、広報紙・市ホームページへの掲載等の方法により、公共施設に関する議論に必要・有用な客観的資料を提供します。

②市民意見の反映と意見交換の場の設定

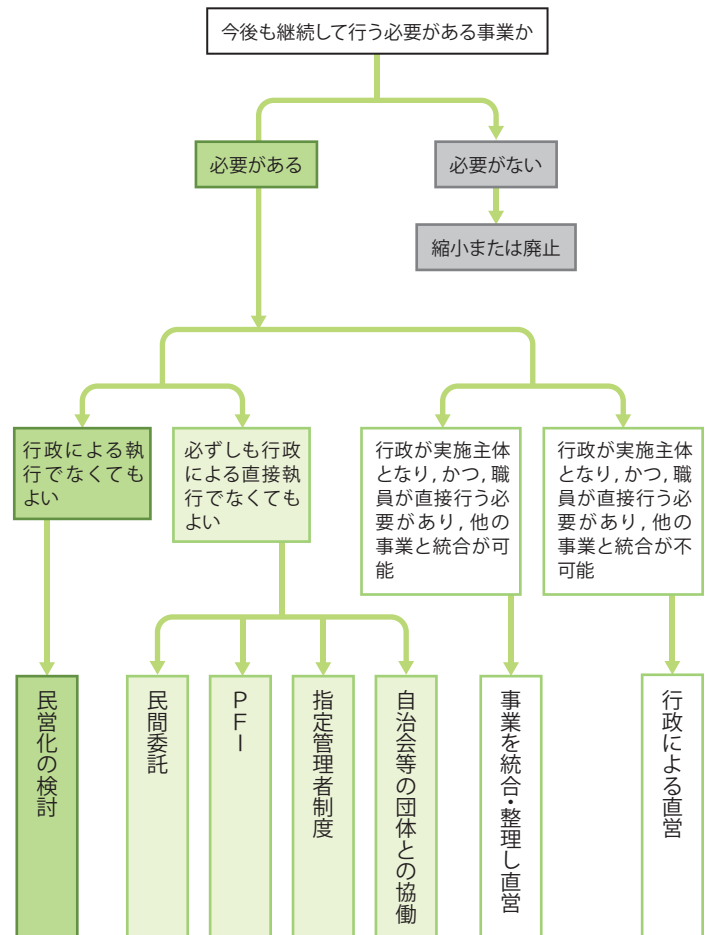
公共施設に関する市民等の意見を幅広く取り入れて本計画等に反映させるため、タウンミーティング、ワークショップ等を積極的に開催します。

③アウトソーシング等の業務委託の推進

全ての公共施設等を市が直営することは必ずしも最善の方策ではなく、収益的施設であれば民間事業者、地域集会所的施設であれば当該施設の近隣住民に、維持管理・運営を委託することが効果的である場合もあります。

公共施設等の管理運営に係るアウトソーシング(業務の外部委託)が可能な業務を常に検討・研究し、維持管理費の削減及び運営成果の向上を図るものとします。

■アウトソーシングの導入手順(対象事業の選定フロー)



第8節 | 取組体制と情報管理

市の有する全施設の諸情報を把握し、横断的・一元的な管理を行い、本計画に定める施策等を真に効果的に実施するため、「公共施設等マネジメント推進体制」の構築を図ります。

将来的には、公共施設等の全体的・戦略的管理を専門に行うための「公共施設等マネジメント統括部局」の設置を検討します。この組織は、横断的な組織として各所管課の公共施設等に関する調整を実施し、公共施設等マネジメントの推進について計画の方針の改定や目標の見直しを行うもので、統括部局長は公共施設等の総合的管理権限を持つものとします。

■公共施設等マネジメント統括部局の設置に当たっての要点と実施体制

»要点

公共施設等に関し、
各所管部局全てを横断する
位置付けの組織とする

公共施設等に関し、
主要業務を一元的に遂行できる
機能を持つ

公共施設等に関し、
市長を密接に支援できる
組織と位置付ける

公共施設等に関し、
財政部局と密接に連携する

»実施体制

①各所管部局との連携

所管部局は必要なデータを遺漏なく記録し、公共施設等マネジメント統括部局はこれを活用することにより、公共施設の個別的・全体的維持管理を行う

②財政部局との連携

公共施設等マネジメントの導入・実施により必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努める

③職員の意識改革及び研修・自己研鑽施策の実施

職員を対象とした講演会や研修等を実施し、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った施設総量の適正化、予防保全的な維持管理、コスト感覚等に関する意識の向上に努める

情報の管理
(情報の管理・データベースの構築)

第9節 | 計画のフォローアップ

本計画及び10年ごとに作成するアクションプラン(第1節参照)に基づく公共施設の総合的管理(マネジメント)は、PDCAサイクルを用いて行います。

このサイクル(循環)は、公共施設等統括マネジメント部局、各施設の所管部局、指定管理者をはじめとする施設管理受託者等が、全て関わるものです。

※PDCAサイクル(plan-do-check-act cycle):管理業務等を円滑に進める手法。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

■公共施設管理におけるPDCAサイクルの概要

